

(1) 低炭素認定申請手数料（新規認定）

(R7年4月施行) (20250314版)

〔板橋区手数料条例別表170の項抜粋〕				1 適合証あり	2 適合証なし			
					誘導仕様基準 による場合	仕様・計算併用法に よる場合 (R7新設)	標準計算法（又は標準 入力法）による場合	モデル建物法 による場合
一戸建て住宅 (注1)		床面積が200㎡未満	1件につき	5,800円	20,700円	30,100円	40,200円	
		床面積が200㎡以上			22,200円	33,200円	44,900円	
又は上 複記 (注2) 複合建物の 建築部分	住宅部分の 合計床面積 (注3) (ア)	300㎡未満	1部分につき	11,300円	38,700円	59,800円	81,000円	
		300㎡以上2,000㎡未満	1部分につき	23,800円	66,900円	100,000円	135,000円	
		2,000㎡以上5,000㎡未満	1部分につき	52,800円	120,000円	175,000円	229,000円	
		5,000㎡以上10,000㎡未満	1部分につき	94,700円	183,000円	256,000円	329,000円	
		10,000㎡	1部分につき	119,000円		304,000円	390,000円	
	非住宅部分 の合計床面 積 (注4) (イ)	300㎡未満	1部分につき	11,300円			266,000円	102,000円
		300㎡以上1,000㎡未満	1部分につき	19,500円			334,000円	129,000円
		1,000㎡以上2,000㎡未満	1部分につき	31,600円			431,000円	171,000円
		2,000㎡以上5,000㎡未満	1部分につき	94,300円			615,000円	276,000円
		5,000㎡以上10,000㎡未満	1部分につき	149,000円			758,000円	361,000円
		10,000㎡	1部分につき	188,000円			896,000円	434,000円

- (注1・注2) 住戸の数が一である複合建築物（住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。）の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅として計算した額とする。
（手数料条例別表170の項1(1)又は同項2(1)に掲げる額）
- (注2) (ア)の額に(イ)の額を加算する。共用部分若しくは非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は、加算しない。
- (注2) 複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱
- (注3) 住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（基準省令）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。
- (注4) 非住宅部分とは、基準省令第1条第1項に規定する非住宅部分をいう。
- (注5) 申請に併せて確認申請の申出があった場合は、条例別表125の3の項に掲げる額（特定建築基準適合審査が含まれる場合は108の項に掲げる額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機が含まれる場合は125の4又は125の5の項に掲げる額を加えた額）の手数料を加える。

（２）低炭素認定申請手数料（変更認定）

（Ｒ７年４月施行）（20250314版）

〔板橋区手数料条例別表171の項抜粋〕				1 適合証あり	2 適合証なし			
					誘導仕様基準 による場合	仕様・計算併用法に よる場合（R7新設）	標準計算法（又は標準 入力法）による場合	モデル建物法 による場合
一戸建て住宅 （注１）		床面積が200㎡未満	1 件につき	4, 1 0 0 円	1 4, 3 0 0 円	2 1, 1 0 0 円	2 8, 3 0 0 円	
		床面積が200㎡以上			1 5, 1 0 0 円	2 3, 3 0 0 円	3 1, 5 0 0 円	
又 は 上 複 合 以 外 の 建 物 建 築 部 分 （注２）	住宅部分の 合計床面積 （注３） （ア）	300㎡未満	1 部分につき	8, 0 0 0 円	2 6, 8 0 0 円	4 2, 0 0 0 円	5 6, 8 0 0 円	
		300㎡以上2,000㎡未満	1 部分につき	1 6, 7 0 0 円	4 6, 5 0 0 円	7 0, 5 0 0 円	9 4, 6 0 0 円	
		2,000㎡以上5,000㎡未満	1 部分につき	3 7, 0 0 0 円	8 4, 8 0 0 円	1 2 2, 0 0 0 円	1 6 1, 0 0 0 円	
		5,000㎡以上10,000㎡未満	1 部分につき	6 6, 5 0 0 円	1 2 7, 0 0 0 円	1 7 9, 0 0 0 円	2 3 1, 0 0 0 円	
		10,000㎡	1 部分につき	8 3, 5 0 0 円		2 1 3, 0 0 0 円	2 7 3, 0 0 0 円	
	非住宅部分 の合計床面 積 （注４） （イ）	300㎡未満	1 部分につき	8, 0 0 0 円			1 8 6, 0 0 0 円	7 1, 6 0 0 円
		300㎡以上1,000㎡未満	1 部分につき	1 3, 8 0 0 円			2 3 4, 0 0 0 円	9 1, 1 0 0 円
		1,000㎡以上2,000㎡未満	1 部分につき	2 2, 2 0 0 円			3 0 1, 0 0 0 円	1 1 9, 0 0 0 円
		2,000㎡以上5,000㎡未満	1 部分につき	6 6, 1 0 0 円			4 3 0, 0 0 0 円	1 9 3, 0 0 0 円
		5,000㎡以上10,000㎡未満	1 部分につき	1 0 4, 0 0 0 円			5 3 1, 0 0 0 円	2 5 3, 0 0 0 円
		10,000㎡	1 部分につき	1 3 2, 0 0 0 円			6 2 7, 0 0 0 円	3 0 4, 0 0 0 円

- （注１・注２） 住戸の数が一である複合建築物（住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。）の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅として計算した額とする。
（手数料条例別表171の項1(1)又は同項2(1)に掲げる額）
- （注２） （ア）の額に（イ）の額を加算する。共用部分若しくは非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は、加算しない。
- （注２） 複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱
- （注３） 住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（基準省令）第１条第２項に規定する住宅部分をいう。
- （注４） 非住宅部分とは、基準省令第１条第１項に規定する非住宅部分をいう。
- （注５） 申請に併せて確認申請の申出があった場合は、条例別表125の３の項に掲げる額（特定建築基準適合審査が含まれる場合は108の項に掲げる額、建築基準法第87条の４に規定する昇降機が含まれる場合は125の４又は125の５の項に掲げる額を加えた額）の手数料を加える。